

○肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱

	平成2年8月3日付け2畜団第616号
一部改正	平成15年10月1日付け15農畜機第230号
一部改正	平成18年6月13日付け18農畜機第1156号
一部改正	平成24年3月26日付け23農畜機第5018号
一部改正	平成29年2月7日付け28農畜機第5355号
一部改正	平成30年12月21日付け30農畜機第5249号
一部改正	令和2年3月30日付け元農畜機第8005号
一部改正	令和3年3月29日付け2農畜機第7310号

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第3第1項第1号、第2号及び第3号に基づく肉用子牛生産者補給交付金交付業務、肉用子牛生産者積立助成金の交付業務及び交付業務に附帯する業務（以下「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等」という。）の円滑な実施を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）第253条第1項第2号の規定に基づき、当該業務に係る事務の一部をこの要綱の定めるところにより都道府県に委託するものとする。

第2 委託事務

委託する事務は、次に掲げる事務とする。

- 1 法第6条第2項の指定協会（以下「指定協会」という。）が肉用子牛生産者補給交付金交付要綱（平成2年3月31日付け元畜団第1698号。以下「交付金交付要綱」という。）及び肉用子牛生産者積立助成金交付要綱（平成2年3月31日付け元畜団第1698号。以下「助成金交付要綱」という。）に基づき行う肉用子牛生産者補給交付金及び肉用子牛生産者積立助成金の交付申請等に係る事務及びこれら事務に関する助言、指導及び連絡調整を行うこと。
- 2 指定協会が肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第230号。以下「運営体制強化事業交付要綱」という。）に基づき行う肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業及び指定協会運営体制支援事業の事業実施計画等に係る事務及びこれ

ら事務に関する助言、指導及び連絡調整を行うこと。

- 3 指定協会が交付金交付要綱、助成金交付要綱及び運営体制強化事業交付要綱に基づき都道府県を經由して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出する書類を理事長に送付すること。
- 4 理事長が都道府県を經由して指定協会に送付する前号に係る関係書類を受理し、指定協会に送付すること。
- 5 肉用子牛生産者補給金制度に係る全国会議及びブロック会議に出席すること。
- 6 理事長が都道府県を經由して指定協会に送付する次に掲げる通知を受理し、指定協会に送付すること。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条（交付決定の取消し）及び第18条（補助金の返還）に係る通知

第3 委託依頼

理事長は、第2の委託事務に係る委託費の限度額を示した委託依頼書により都道府県に委託を依頼するものとする。

第4 委託の承諾

都道府県知事は、この要綱の定めるところにより委託事務を受託しようとするときは、別紙様式第1号による受託承諾書を理事長に提出するものとする。

第5 委託事務の実施

- 1 都道府県知事は、指定協会から提出された第2の3に係る書類を遅滞なく理事長に送付するものとする。
- 2 都道府県知事は、理事長から送付された第2の4に係る書類を遅滞なく指定協会に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、理事長から送付された第2の6に係る書類の伝達を、都道府県知事が受領した日から5日以内に行うものとする。

第6 委託費の支払

理事長は、指定協会が第2に掲げる事務を実施するために必要な経費とし

て、予算の範囲において、別に定める委託費を支払うものとする。

第7 委託費の請求

都道府県知事は、第6の委託費を請求しようとするときは、当該委託事務を完了した日から1カ月を経過した日までに別紙様式第2号による委託費実績報告書を理事長に提出するものとする。第8により委託費の概算払を受けた場合も同様とする。

第8 委託費の概算払

- 1 理事長は、必要があると認めるときは、第6に規定する委託費について、概算払をすることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、第4の受託承諾書の提出後速やかに別紙様式第3号による委託費概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第9 委託費の返還

理事長は、第6の委託費に係る都道府県知事の支出が適当でないとした場合は、都道府県知事に対し、委託費の全部又は一部を交付せず、又は交付した委託費の全部又は一部を返還させることがある。

第10 帳簿及び証拠書類の整備保管

都道府県知事は、委託事務に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、当該委託事務が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要領は、平成2年8月3日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成15年10月1日から適用するものとする。

附 則

この要領の改正は、平成18年6月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成 24 年 3 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 7 日付け 28 農畜機第 5355 号）

この要綱の改正は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 農畜機第 5249 号）

この要綱の改正は、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け元農畜機第 8005 号）

この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農畜機第 7310 号）

この要綱の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式第1号)

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務受託承諾書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事

氏名

印

年 月 日付け農畜機第 号をもって依頼があった肉用子牛生産者補給交付金等交付業務に係る事務委託については、下記の収支予算書により、肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第4の規定に基づき受託します。

記

収支予算書 (〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)

項目	区 分	金 額	備 考
収 入	肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費	円	
	合 計	円	
支 出	会 議 費 旅 費 給与・報酬等 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	円	
	合 計	円	

(注1) 備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること

(注2) 給与・報酬等は会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)に係るものとする

(別紙様式第2号)

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事
氏名

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第7の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。※なお、併せて委託費 円の支払を請求します。(※精算額がある場合のみ記載する。)

記

1 収支実績報告書 (○年○月○日～○年○月○日)

項目	区 分	金 額	備 考
収 入	肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費	円	
	合 計	円	
支 出	会 議 費 旅 費 給与・報酬等 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	円	
	合 計	円	

(注1) 備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること

(注2) 給与・報酬は会計年度任用職員に係るものとする

2 委託費に係る精算額

承諾書の受託額	実績額	既概算払受領額	精算額
円	円	円	円

振込金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種別 ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義

(別紙様式第3号)

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事
氏名

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第8第2項の規定に基づき、下記のとおり概算金の請求をします。

記

区分	委託費受託額	請求額	備考
肉用子牛生産者 補給交付金等交 付業務等事務委 託費			

振込金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種別 ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義